

重要事項について

- 注) 連帯保証人がいる場合は、この制度を使う必要はありません。
- 注) 家賃の補助や、アパートのあっせん・紹介を行う制度ではありません。
- 注) 市営住宅や施設のあっせんを行う制度ではありません。

本制度は、住宅入居支援を行いますが、保証債務履行を行った際は、次回から本制度は使えません。

退去の際、かかった費用については、後日、費用を立て替えた保証会社に支払っていただきます。(本人、または親族へ請求します)

保証会社が担う内容

- ①滞納家賃が発生し契約解除となった場合の滞納家賃及び付帯する遅延損害金
(ただし、家賃及び共益費の7か月分を限度とします。)
- ②退去に伴う原状回復費及び残置家財等の処分費用
(ただし、家賃及び共益費の3か月分(敷金で相殺した差額)を限度とします。)
- ※ **家賃滞納**による契約解除の場合に限ります。ただし、入居者死亡の際に相続人等が不在、不明若しくは引取りが困難であると判断される場合の残置家財等の処分費用に限り、家賃等の滞納有無にかかわらず、保証債務履行を行います。
- ※ 保証履行を行った場合、後日、利用者は、保証会社が立て替えた家賃などを、保証会社に支払っていただきます。

賃貸住宅の探し方

本制度の対象物件は、「協力不動産店」として登録している不動産店が管理する賃貸住宅です。川崎市住宅供給公社及びまちづくり局住宅整備課などで協力不動産店のリストを配布しています。ご自分で協力不動産店をまわって、賃貸住宅を探してください。
(斡旋は行っておりません)

本制度を利用するための保証料等の支払い

<保証料の納付>

申込者には、月額家賃に共益費をあわせた金額の**35%**を2年に1回、賃貸借契約時に不動産店を通じて支払う必要があります。

例えば、

$$\begin{array}{l} \text{家賃+共益費} \\ \boxed{5\text{万円}} \end{array} \times 35\% = 17,500\text{円} \quad \Bigg/ \quad \begin{array}{l} \text{契約} \\ \text{更新毎} \end{array}$$

<特約付家財火災保険の加入>

家財火災保険の特約として「借家人賠償責任特約」と「個人賠償責任特約」をつけていただきます。(保険や共済の内容によって異なりますが、特約付き家財火災保険料は、2年間で1万~1万5千円前後です。)不動産店が提携している保険会社によって保険内容や保険金額が異なりますので、詳細については契約時に不動産店で御確認ください。

家財保険は「借家人賠償責任保障額」が1,000万円以上で、「個人賠償責任保障額」が1,000万円以上の特約付き火災保険に加入していただきます。

※「借家人賠償責任特約」

アパートを借りている人が、建物に火災や爆発、漏水などの損害を与えた場合に、家主に支払う賠償金の保険のことです。

※「個人賠償責任特約」

アパートを借りている人が、建物以外のものに損害を与えた場合に相手に支払う賠償金の保険のことです。隣人の家財の破損や、けがを負わせた場合に適用されます。

契約について

賃貸借契約者及び保証委託契約者が対象者である必要があります。

同一世帯において、社会通念上賃貸借契約者となるべき方が契約を行ってください

また、記載の必要書類のほか、通常の賃貸借契約を行う時に、不動産店から必要な書類を求められる場合があります。

所管課

川崎市まちづくり局市街地開発部住宅整備課

電話 044-200-2997

FAX 044-200-3970

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

お問合せ

川崎市住宅供給公社 管理営業課

電話 044-244-7623

FAX 044-244-7509

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1-2-4 川崎砂子ビル